

【重要】新型コロナウイルスに係る芦屋市からのお知らせ

緊急事態宣言が発令されました

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき、兵庫県を含む地域を対象として、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発令されました。

これを受け、兵庫県の対処方針が示されましたので、この方針に則り、感染拡大防止対策を厳重に徹底の上、必要な介護サービスの提供を継続していただきますようお願いいたします。

その上で、通所又は短期入所の介護サービス事業者においては、支援を必要とする利用者やその家族の生活を維持する観点から、原則としてサービスの提供を継続することを基本といたしますが、不要不急の外出を控えるよう県が要請していることから、感染拡大防止の観点から家族での介護が可能である等、サービスを利用しなくても居宅等で生活することが可能な利用者に対しては、本人等の意向を十分に確認しつつ、可能な限りサービス利用の自粛に協力をお願いいたします。

また、サービス利用を自粛する利用者が代替サービス（訪問系サービス）を必要とする場合は、居宅介護支援事業所等と連携を密にし、円滑な代替サービス確保に必要な対応をお願いいたします。

また、通所又は短期入所の介護サービス事業所が自主的に休業する等の判断を行う際にあっても、利用者の代替サービス（訪問系サービス）の必要性を確認の上、円滑な代替サービスの確保に必要な対応を行うようお願いいたします。居宅介護支援事業所におかれましても、利用者や各事業者とのサービス内容の調整等ご対応のほどお願いいたします。

なお各施設におかれましては緊急の場合を除き面会の制限を行うなど、感染防止対策を徹底してください。

市主催イベントの中止・延期及び貸室閉鎖期間を延長します

3月より市主催イベントの中止・延期及び貸室を閉鎖しておりますが、引き続き5月6日まで延長します。また、市立小・中学校についても5月6日まで休業いたします。

貴事業所につきましても、「3密（密閉空間、密集場所、密接場面）」となりうる可能性の高いイベント等の開催は引き続きお控えいただきますようお願いいたします。

◆芦屋市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」

<http://www.city.ashiya.lg.jp/kouhou/koronakanren.html>

上記ホームページより、「新型コロナウイルス感染症関連情報（社会福祉施設・事業所向け）」ページをご確認いただけます。芦屋市からのお知らせ、厚生労働省等からの通知を掲示していますので、随時ご確認ください。

施設・事業所における感染対策の徹底について

このたびの緊急事態宣言を受け、同日付で改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針」において、社会福祉施設等における感染防止の徹底に関し、周知徹底を行うこととされています。感染拡大防止に向けた取組について、介護保険最新情報 vol. 808 に感染者が発生した場合の留意事項も含め再度整理されていますので必ず確認いただき、より一層の感染症防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

◆介護保険最新情報 vol. 808 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2020/0408090223329/ksvol808.pdf>

消毒液等の配布について

現在、市中において消毒液等が入手しにくい状況下にありますので、芦屋市より配布を現在調整しておりますので、詳細が決定次第、別途連絡いたします。